

指定居宅療養管理指導事業所 佐倉中央病院

指定事業所番号	1214210399
事業所所在地	千葉県佐倉市栄町20-4
電話番号	043-486-1311

1. 運営の方針

佐倉中央病院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

- ・ 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じます。
- ・ 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供いたします。
- ・ 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行います。
- ・ その他療養生活向上のための指導・助言を行います。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

医師 5名（専任常勤 4名 非常勤 1名）

看護師 1名（専任常勤 1名）

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行います。

4. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日 9:00～12:00 13:30～17:00

土曜日 9:00～12:30

土曜日の午後、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。

※当院の診療日及び診療時間と同じです。

5. 利用料等

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割又は2割又は3割をいただきます。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。

6. 苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じます。

- ・ 苦情等相談窓口：地域連携室 植木 電話番号：043-486-1311

7. その他運営に関する重要事項

- ・ 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- ・ 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。